

# 「臨床ME 専門認定士」登録更新のご案内

日本生体医工学会、日本医療機器学会  
臨床ME 専門認定士合同認定委員会

日本生体医工学会、日本医療機器学会の臨床ME 専門認定士合同認定委員会で認定され、登録された臨床ME 専門認定士は、認定後5年ごとに一定の条件のもと、登録更新を行うことになっています。これに該当する時期に至った臨床ME 専門認定士の方で、登録更新をご希望の場合は、下記要領に従って手続きを行ってください。

## 1. 臨床ME 専門認定士登録更新の条件

- a) 認定期限年を迎える臨床ME 専門認定士であること（注1）
- b) 現在有効な医療関係職種免許を有していること
- c) 医療機関（病院、診療所等）、医療関係の教育・行政関連機関（大学、養成校、行政関連団体等）もしくは医療関連企業で、ME 機器・システムおよび関連設備の保守点検・安全管理の実務又は教育に従事していること（注2、注3）
- d) 合同委員会が定めた「臨床ME 専門認定士認定更新に必要な点数基準」に則って、直近の5年間で60点以上を取得したことを証明する書類を有していること

（注1）認定期限を切れた場合の更新手続きについては猶予期間措置による更新が可能です。

詳細はホームページをご参照頂くか、事務局までお問い合わせください。

（注2）人工透析室業務や手術室業務などの臨床業務との兼務も、ここでいう実務とみなします。

（注3）複数の医療関連機関での実務又は教育に従事した場合は、これを積算することができます。この場合、それぞれの機関における実務（又は教育）従事証明書が必要となります。

## 2. 臨床ME 専門認定士登録更新申請要領

### 1) 登録更新に必要な書類

- a) 臨床ME 専門認定士登録更新申請書
- b) 登録更新料振込金受取書の写し
- c) 実務（又は教育）従事証明書
- d) 過去5年間の活動概要書（教育機関の場合は対象・科目・内容等）
- e) 臨床ME 専門認定士登録更新のための取得点数申告書
- f) 上記を証明する書類（整理番号を付記すること）

（上記、a, c, d, eの書式は事務局のホームページに掲載されていますので、ダウンロードして、パソコン等を使って作成してもかまいません。）

### 2) 送付先および問合せ先

〒113-0033 東京都文京区本郷3-25-4 津久井21ビル3階

臨床ME 専門認定士合同認定委員会事務局

TEL/FAX : 03-3813-5521

URL : <http://megijutu.jp>

3) 登録更新料の振込み

郵便局備え付けの振込取扱票を用いて、郵便局にて登録料 5000 円を振り込んでください。

(振込先)

郵便振替口座番号： 00110-8-159739

加入者名：臨床ME専門認定士合同認定委員会

4) 認定更新について

申請手続き締切日 平成29年12月15日(金) 消印有効

登録更新日 平成30年 1月 1日

\*更新認定証の発送は理事会承認手続きの関係上、**4月頃**になります。あらかじめご了承ください。

5) 登録内容変更について

改名および住所、勤務先等が変更になった場合は、速やかに事務局へ変更届を提出してください。変更されませんと、次回更新等の事務局からの連絡ができなくなることがあります。